



M

I

H

A

R

A

みはらの下水道



三原市

水とともに生きる

live with water



「水を向ける」「水に流す」「水に慣れる」……。

水がつく言葉のなんと多いことか。

わたしたちは太古の昔から

水と関わって生活してきました。

これからもわたしたちが

水と仲良くしていけるようにと、

三原市は下水道整備を進めています。

水とつきあいながら快適な暮らしを送るためには

欠かせない施設、それが下水道です。

下水道を利用することによって、

これからもわたしたちは、

水とともに生きていくのです。

もくじ

下水道ができると…	1
下水道はいつ使えるの…	2
受益者負担金とは…	3
負担金の額はいくら	4
負担金・分担金の納付手順	5
下水道の構造はどうなっているの…	8
排水設備の設置はどのようにするの…	9
排水設備工事をしよう！	10
水洗便所改造資金の 無利子融資あっせんについて	11
下水道使用料とは…	12
使用料はどのくらいになるの…	13
一人ひとりが守る、私たちの下水道	14
私道に下水道管を敷設するには…	16
低宅地に対する 宅内マンホールポンプの設置について	17

わたしたちは快適な生活を送るために、昔に比べ、たくさんの水を使っています。

この水をそのまま流すと生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、川や海を汚す原因になります。

下水道は、わたしたちが使った水をきれいにして川や海に帰してあげることをはじめとして、いろいろな役割を果たしてくれます。



1 川や海を汚染から守ります。

家庭や事業所の汚れた水がそのまま川や海に流されることがなくなるので、自然の美しさを守れます。

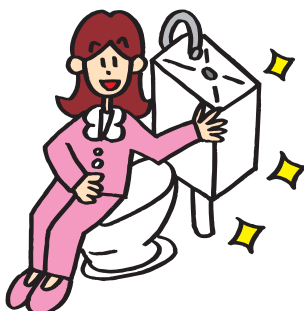


2 生活環境を改善します。

家のまわりに汚れた水がたまりにくくなるので、悪臭や蚊・ハエの発生を防ぎ、伝染病の予防に役立ちます。

3 水洗トイレが使えます。

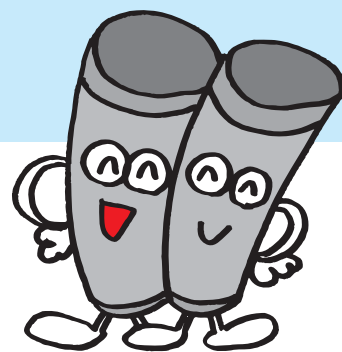
浄化槽がなくてもトイレが水洗化できるため、衛生的で快適な暮らしができます。



市では、下水道管の敷設工事を着々と進めています。

みなさんには、この工事が始まってからいくつかの過程を経て、下水道を利用していただけようになります。

安全で快適な暮らしのための下水道を、実際に利用していただけるまでを簡単にご説明します。



1 下水道管の敷設

市では着々と敷設工事を進めています。



2 供用開始の決定

下水道が使える区域を決めます。

3 供用開始のお知らせ

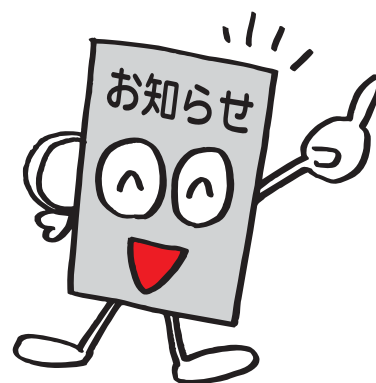
市が公示し、みなさんにパンフレット等でお知らせします。

4 排水設備の設置

1日も早く排水設備を設置してください。

5 使用開始

下水道が利用できるようになります。



わたしたちの快適な生活のために、欠くことのできないさまざまな公共施設。その中には、道路や公園のように市民全体が利用できる施設と、下水道のように限られた区域の方しか利用できない施設があります。

下水道の建設費をすべての方の税金でまかなうことは、下水道を利用できない方にも負担してもらうことになり、公平性を欠くことになります。

そこで下水道整備によって、環境衛生の向上、土地の利便性の増加等による利益を受ける方（受益者）に建設費の一部を負担していただく制度が受益者負担金・分担金制度です。

1 負担金・分担金を納めていただく区域は

すでに下水道が整備され、汚水の処理が可能になったと公示された区域を賦課対象区域といいます。この区域内の受益者には、受益者負担金・分担金をお願いすることになります。

2 受益者負担金・分担金は一度だけ

受益者負担金・分担金は、賦課対象区域内の土地に対して一度だけかかります。

3 受益者はだれ

賦課対象区域内にある土地の所有者が負担金・分担金を納めていただく受益者となります。しかし、長期にわたって、その区域内の土地を借りている人は土地に対する権利が強く、土地所有者が受益しているといいたい場合がありますので、この場合は双方のお話し合いによって、借地人を受益者とすることができるようになっています。なお、借家人は受益者となることはできません。



【事例1】

Aが自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合

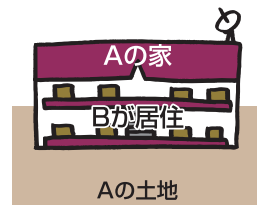
受益者はA



【事例2】

Aが自分の土地に借家、アパート等を建てている場合

受益者はA



【事例3】

Bが借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合

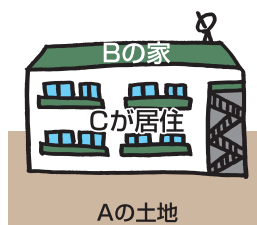
受益者はA又はB



【事例4】

Bが借地にアパート等を建ててCに貸している場合

受益者はA又はB



賦課対象区域内の土地の面積に1平方メートルあたり600円を乗じて得た額が負担金・分担金となります。

なお、この負担金・分担金は、12回（年4回で3年間）に分割して納めていただくことになっています。

【例】165m²（約50坪）の土地をお持ちの方の負担金・分担金は、次のとおりです。

$$165\text{m}^2 \times 600\text{円} = 99,000\text{円}$$

1 負担金・分担金の納付方法

負担金・分担金の納付方法には、分割納付と一括納付とがあります。市から納入通知書を送付しますので、指定する金融機関で納付してください。

- 分割納付 12回（年4回3年間）に分割して、納めていただきます。
各年度の納期は次のとおりです。

●第1期	8月1日から 8月31日	●第2期	10月1日から10月31日
●第3期	12月1日から12月25日	●第4期	2月1日から 2月 末日

※期別納付金額計算例 負担金・分担金額99,000円の場合

$$99,000\text{円} \div 12\text{回} = 8,250\text{円} \quad 8,200\text{円} \times 11\text{回} = 90,200\text{円}$$

$$99,000\text{円} - 90,200\text{円} = 8,800\text{円}$$

初年度第1期：8,800円 初年度第2期～3年度第4期：8,200円

※12回に分割した金額に100円未満の端数があるときは、初年度第1期に合算します。

★延滞金

納期限までに負担金・分担金を納められない方には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金が加算されます。

2 負担金・分担金の一括納付報奨金

負担金・分担金を各年度の第1期にまとめて納めていただくと一括納付報奨金が交付されることになっています。したがって結果的には、まとめて納付していただくと負担金・分担金がお安くなったのと同じことになります。なお、一括納付報奨金の率は次のとおりです。

	一括納付報奨率
1年目第1期に3年分一括納付した場合	約4.5%
2年目第1期に2年分一括納付した場合	約1.8%
3年目第1期に1年分一括納付した場合	約0.3%

※一括納付報奨金計算式

$$\text{納期前に納めた期別納付額} \times \frac{3}{1000} \times \text{納期前に係る月数}$$

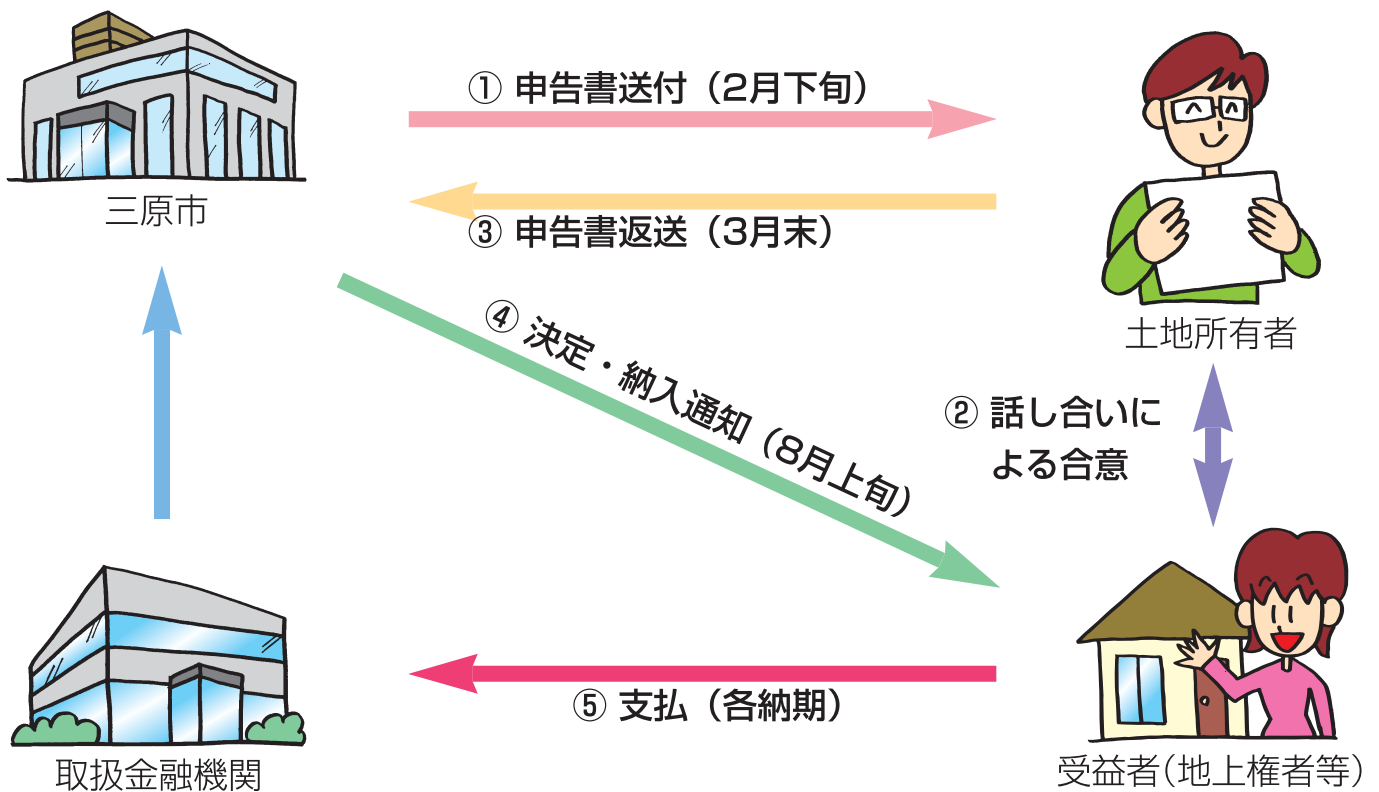
※報奨金に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。
また、10万円以上になる場合は10万円とします。

3 負担金・分担金の納付手順

■自分の土地に他の権利者（地上権者、質権者等）がない場合の例



■自分の土地に他の権利者（地上権者、質権者等）がいる場合の例



Q. 申告書ってなあに？

A. 申告書とは下水道事業受益者申告書のことで、当該番地の土地に対する受益者を申告していただくものです。地目、面積等についてはあらかじめ記入されており、土地所有者に送付されます。

4 負担金・分担金の徴収猶予・減免

受益者負担金・分担金は、賦課対象区域のすべての土地が対象となりますが、その土地の状況によっては負担金・分担金の徴収猶予や減免を受けられます。

徴収猶予・減免の基準表は別表の通りです。徴収猶予や減免を受けようとする場合は、下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予申請書（様式第1号）及び下水道事業受益者負担金・分担金減免申請書（様式第3号）を、下水道事業受益者申告書を提出するときと一緒に提出してください。

なお、負担金・分担金の金額及び徴収猶予・減免の決定は、賦課する時点（供用開始年月日）での土地を対象としますのでご了承ください。

5 こんなときはこの書類

(1)徴収猶予を受けるとき	下水道事業受益者負担金・分担金	徴収猶予申請書
(2)徴収猶予の理由が消滅したとき	//	徴収猶予消滅申告書
(3)減免を受けるとき	//	減免申請書
(4)受益者が変わるとき	//	受益者変更申告書
(5)納付管理人を定めるとき	//	納付管理人申告書
(6)受益者・納付管理人の住所等に変更があるとき	//	住所等変更申告書

■受益者負担金・分担金徴収猶予基準表

徴収猶予事由	被害の程度又は療養期間	徴収猶予期間	摘要
震災、風水害により家屋が被害を受けた場合	30パーセント以上	6月以内	官公署の、り災証明を添付すること。
	50パーセント以上	1年以内	
	70パーセント以上	1年6月以内	
	全壊	2年以内	
火災により家屋が被害を受けた場合	30パーセント以上	6月以内	消防署の、り災証明を添付すること。
	50パーセント以上	1年以内	
	全焼	2年以内	
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とする場合	1年以上	1年以内	医師の診断書を添付すること。
	3年以上	2年以内	
土地が農地である場合		農地である期間	現況及び登記地目が農地であること。
土地が裁判上の係争地である場合		受益者が決定（判決）する日まで	
土地の状況又はその他の事由により市長が特に必要があると認めた場合		別に市長が定める期間	

● 受益者負担金・分担金減免基準表

減免の対象となる土地		該当する主な用途	減免率 (パーセント)	
国又は地方公共団体が公共の用に供している土地（条例第7条第1項）	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設	道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する貯水施設等	100	
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地（条例第7条第2項第1号）	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	一般庁舎等（市役所、法務局、警察署、消防署、保健所、体育施設等）	50	
	社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に定義される社会教育の用に供される施設用地	小・中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園、保育所等	75	
	国公立の病院診療所用地	公民館、図書館、博物館、青年の家等	75	
	無料の職員宿舎の土地	国・県等の職員宿舎	25	
	有料の職員宿舎の土地	国・県等の職員宿舎	50	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地（条例第7条第2項第2号）	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に基づく企業の財産	水道部等	25	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地（条例第7条第2項第3号）	条例第7条第1項以外のもの	道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する貯水施設等	100	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助を受けている者が所有している土地（条例第7条第2項第4号）			100	
下水道事業のため、土地、物件又は金銭を提供した受益者が所有している土地（条例第7条第2項第5号）			その都度市長が決定する率	
その他の状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地（条例第7条第2項第6号）	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校に使用する土地	私立の小・中学校、高等学校、大学、幼稚園等	75	
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設として使用している土地	更生援護施設、児童更生施設、養護老人ホーム、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、保育所等	75	
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が同法第2条に規定する宗教目的のために使用する土地	境内地（本殿・拝殿・本堂・会堂・僧堂・信者修行所・社務所・庫裏・教職舎・宗務庁・教務院等）	50	
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地として使用する土地	墓地（納骨堂を含む。）	100	
	民営鉄道の土地	踏切、駅前広場		100
		駅舎、プラットホーム、専用軌道敷		50
	空港用地	宿舎用地		25
		庁舎用地		50
		道路及び公共用駐車場		100
	公共性の高い私道敷で公道に準ずると認める土地	建築基準法（昭和25年法律第201号）の位置指定道路、都市計画法の開発道路等		100
	急傾斜地で宅地化が困難な土地			その都度市長が決定する率
	自治会・町内会等が管理運営する集会所等の土地			100
	消防団の所有・使用地			100
	国・県・市が文化財に認定した不動産が所在する土地			100
その他市長が特に減免する必要があると認めた土地	市長が認める土地		その都度市長が決定する率	

市の設置する下水道は、雨水と汚水とを別々に処理する分流式です。

公共下水道に接続できるようになると、みなさんには宅地内に排水設備を設置し、管理していただくことになります。

この排水設備によって、お風呂、台所、トイレなど家庭から排出されるすべての雑排水を公共下水道に流していただけるようになります。

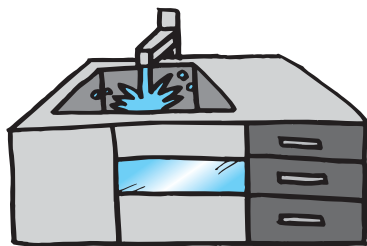


1 排水設備を設置するところは

お風呂



台所

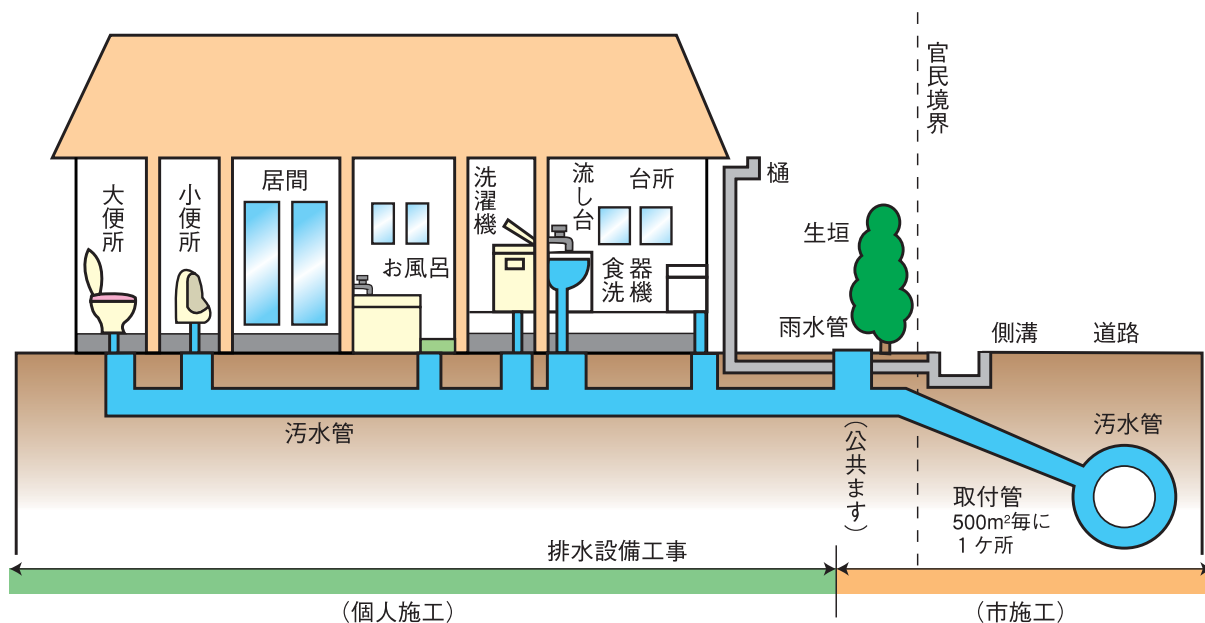


トイレ



2 下水道の構造は

分流式下水道のしくみは、図のとおりです。



公共下水道の工事が終わり、みなさんが排水設備を設置できるようになりましたら、市からお知らせいたします。

下水道法では、公共下水道が使用できるところに土地、建物を所有している方は、できるだけ早く排水設備を設置し、汚水を公共下水道に流すようにしなければならないと定められています。

1日も早く排水設備を設置しましょう。



1 公共ますについて

公共ますは、公共下水道の工事と同時に設置し、費用は市が負担します。

土地の利用状況などで公共下水道の工事と同時に公共ますを設置することができない場合は、市にご相談ください。

公共ますの維持管理は市が行いますが、定期的な清掃はみなさんで行ってください。

公共ますは、一度設置すると移動させることができませんので、お風呂・台所・トイレ等の位置との関係や、ますの清掃などがしやすいように、よく考えて設置場所を決めましょう。

●公共ますの設置について

(1) 最初の設置については、土地の広さに応じて、次の表のとおりとなります。

土地の面積	設置個数
500平方メートル未満	1個
500平方メートル以上1000平方メートル未満	2個以内
1000平方メートル以上1500平方メートル未満	3個以内
1500平方メートル以上2000平方メートル未満	4個以内
2000平方メートル以上	5個以内



(2) 設置申込み：土地の所有者から申し込んでいただけます。ただし、その土地を他人に貸している場合など権利の目的となっている土地については、その権利者の確認の押印が必要になります。

(3) 設置場所：官民境界から1メートル以内の場所

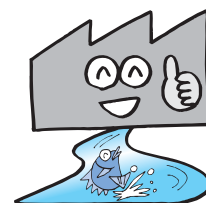
(4) 公共ますの追加設置：建物の構造上、市の定める個数以上の公共ますを設置したい場合は、実費負担により設置することもできます。

2 公共下水道につなぎましょう

公共下水道が整備され、汚水の処理が可能になったと公示された区域では、供用開始の日から3年以内に、くみ取りトイレは水洗トイレに改造しなければならないと下水道法に定められています。

また、浄化槽は1年以内に廃止し、公共下水道へ直接つないでいただくようになります。

したがって、宅内の排水設備工事にあわせて浄化槽も廃止してください（浄化槽を廃止した場合は、廃止した日から30日以内に三原市への届出が必要です）。



Q. 排水設備は誰が設置するの？

A. ①建物がある土地の場合…建物所有者 ②建物がない土地の場合…土地所有者

排水設備・トイレ等の工事費は、敷設の長さ、形状、家屋の間取り、排水管の埋設位置、据付便器の種類等がひとつひとつの家で異なるため、一口で「排水設備の工事費は〇〇〇,〇〇〇円です」とは言えません。

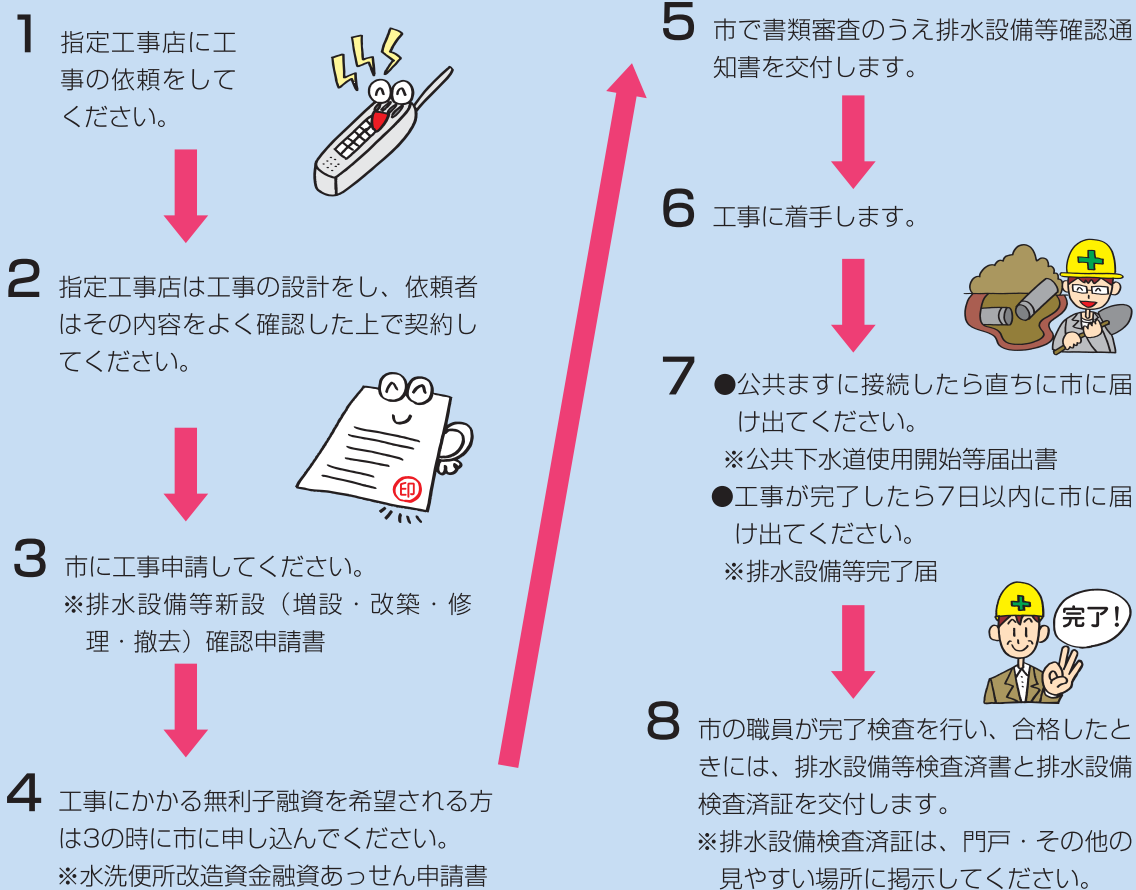
工事にあたって指定工事店にご相談ください。



1 工事の申込から完成まで

排水設備工事は三原市下水道排水設備指定工事店でないと施工できません!!

※指定工事店に各種手続きを依頼される場合でも書類をよく確認し、書類への署名・押印は、必ずみなさんで行ってください。



※工事の際の注意事項

1. 台所、風呂、トイレ等の汚水は公共ますへ、雨水は雨水ますへ接続し、別々に配管してください。
三原市は、汚水と雨水を別々に処理する分流式下水道となっています。
2. 浄化槽からの排水は汚水であるため、公共下水道へ接続しなければいけません。浄化槽をそのまま使用すると維持管理の費用がかかりますので、浄化槽は廃止してください。

1 融資あっせんの条件

- (1) 処理区域内における建物の所有者、又は、排水設備の設置・改造工事について同意を得た使用者であること。
- (2) 処理区域となった日から3年以内に改造工事を行う者であること。
- (3) 市税、受益者負担金・分担金を滞納していないこと。
- (4) 融資を受けた資金を返済することができること。
- (5) 取扱金融機関の融資条件に該当すること。
- (6) 融資あっせんの申請者が排水設備工事の申請者であること。
- (7) 申請者が国、地方公共団体、公社、公団及び法人でないこと。
- (8) 申請物件で以前に水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する資金融資を受けたことがないこと。
- (9) 三原市下水道排水設備指定工事店で施工すること。
- (10) 次の条件を満たす連帯保証人を1人(法人を除く)有すること。
 - a 市内に居住し、独立した生計を営んでいる人。(ただし、上記の要件を満たす者がいないときは、1親等以内の親族で他の要件を満たす者)
 - b 市税、受益者負担金・分担金を滞納していない人。
 - c 連帯保証した融資に対し、資金返済することができる人
 - d 取扱金融機関が連帯保証人として認

める人。

(注1) 申請書に申請者及び連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書(交付日より3月以内のもの)を各1通添えること。

(注2) 申請者及び連帯保証人が、市外に住所を有する者であるときは、申請時に次の書類を添えていること。

- 1) 市区町村民税等の滞納が無いことを証する書面
- 2) 所得証明書 ※(1)(2)については最新のもの。

2 融資あっせんの対象工事

- (1) 便器、洗浄用具、污水管、汚水ます、洗浄用給水管の新設工事
- (2) 浄化槽の廃止工事
- (3) 1の新設工事と同時に行うその他の排水設置工事

3 融資あっせん金額

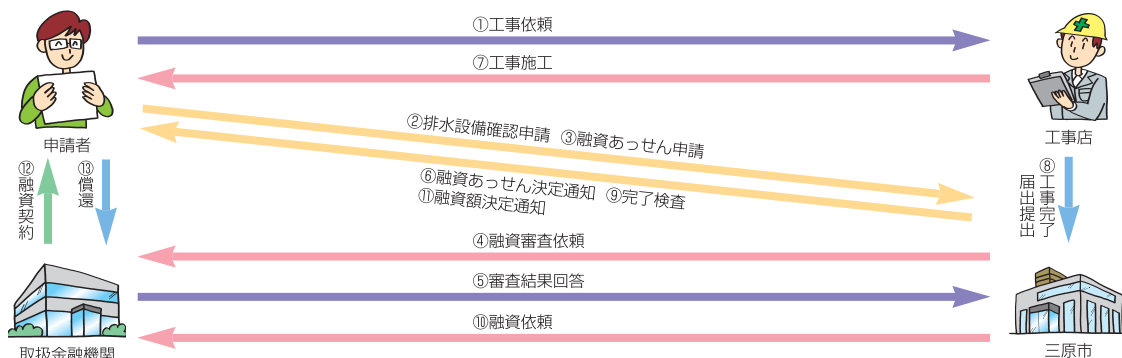
1件につき10万円～100万円まで。(1万円未満切捨て)

4 融資あっせんの償還方法と利子

- (1) 融資を受けた翌月から60か月以内の元金均等払い(月1万円以上)
- (2) 利子相当額は、市が負担します。

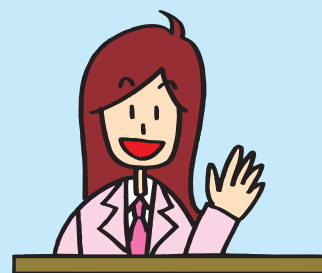
※指定工事店に各種手続きを依頼される場合でも書類をよく確認し、書類への署名・押印は必ずみなさんで行ってください。

融資あっせんの手順



下水道の使用が開始されると、利用されるみなさんから下水道使用料を納めていただくことになります。

これは、下水道管の清掃や補修をはじめとして各種下水道施設を維持管理するための費用となります。



1 使用料はいつから払うの

公共下水道が使えるようになり、みなさんの家から汚水を流しはじめた日から、下水道使用料が必要になります。

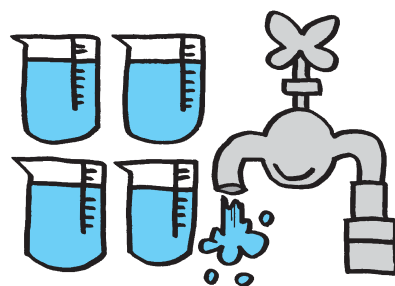
2 支払方法はどのようにするの

お支払いは、水道料金と一緒にお願いすることになります。また、お支払いには便利で簡単な口座振替をご利用ください。



3 汚水の使用量は

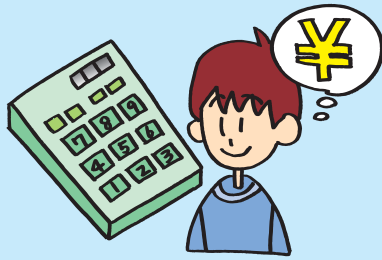
下水道使用料は、汚水として出した水量に応じて納めていただきます。水道水を利用されるみなさんは水道料金と同じように水道使用量を検針させていただきます、その使用量とします。



4 水道水以外の場合どうするの

井戸水等を利用されるみなさんの水量は、それぞれの使用形態を勘案して市が認定します。

水道水の使用量に応じて、次の表により算定した額になります。



使用料はどのくらいになるの…

1 使用料金早見表（税込み）

m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
0	1,210	11	1,364	22	3,102	33	5,104	44	7,282
1	1,210	12	1,518	23	3,278	34	5,302	45	7,480
2	1,210	13	1,672	24	3,454	35	5,500	46	7,678
3	1,210	14	1,826	25	3,630	36	5,698	47	7,876
4	1,210	15	1,980	26	3,806	37	5,896	48	8,074
5	1,210	16	2,134	27	3,982	38	6,094	49	8,272
6	1,210	17	2,288	28	4,158	39	6,292	50	8,470
7	1,210	18	2,442	29	4,334	40	6,490	75	13,695
8	1,210	19	2,596	30	4,510	41	6,688	100	18,920
9	1,210	20	2,750	31	4,708	42	6,886	200	40,920
10	1,210	21	2,926	32	4,906	43	7,084	400	84,920

2 使用料金体系表（税込み）

基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1m ³ につき)
10m ³ まで	1,210円	11m ³ ~20m ³	154円
		21m ³ ~30m ³	176円
		31m ³ ~50m ³	198円
		51m ³ ~100m ³	209円
		101m ³ ~	220円

【例】 22m³使用した場合の下水道使用料は…

$$1,210円 (10m^3までの基本料金) + 154円 \times (20m^3 - 10m^3) + 176円 \times (22m^3 - 20m^3) = 3,102円$$

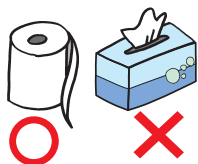
下水道が使用できるようになったからといって、何を流してもいいという訳ではありません。下水道はみんなで使う公共の財産です。まちがった使い方は、施設の故障や下水道管の「つまり」や「悪臭」、「排水不良」などの原因になり、場合によっては重大な事故につながります。私たちの豊かな生活環境のために、下水道を使う一人ひとりがマナーを守って大切に正しく使しましょう。



1 下水道の正しい使い方

【水洗トイレには溶ける紙を】

トイレでは必ずトイレットペーパーを使用するようにしてください。水に溶けにくいティッシュペーパーや紙オムツ、生理用品、タバコなどを流すと「つまり」などの原因となりますので流さないでください。



【油類・野菜くずは流さない】

天ぷら油などの油類を流すと下水道管に付着し、次第に固まって「つまり」などの原因となりますので流さないでください。同様に野菜くずなど水に溶けないものも流さないでください。



【植樹には注意して】

宅地内の排水施設付近に植樹すると、管に樹根が侵入し、つまったり、破損したりする原因となります。



【お風呂や洗面所では】

髪の毛や石鹸などの固形物を流すと「つまり」などの原因となります。排水口にたまった髪の毛などは、こまめに取り除くようにしましょう。



【洗濯の際には】

合成洗剤や中性洗剤は、処理場での汚水の浄化機能を低下させるため、洗濯用洗剤は無リン性の洗剤を使用してください。また、洗剤の使いすぎにも気をつけましょう。



【マスにゴミを捨てない】

マスは下水道管の点検など、管理を行うためのものです。ゴミなどを絶対に捨てないでください。また、管理の時以外は開けないようにしてください。



【汚水ますの清掃は定期的】

下水道管をつまらせることなく快適に使用するために、定期的に宅地内の汚水ますのふたを開け、点検・清掃を行いましょう。排水の流れが良くなります。



各家庭の排水が処理場まで流れていくまでの間には、複雑な地形のために何ヶ所かでポンプを使って汚水をくみ上げて流しています。そのため異物（紙オムツ、生理用品、布きれなど）を下水道に流すと、水に溶けない物であれば、ささいな物でもポンプに絡まるなどしてポンプが故障し、場合によっては家の中で汚水があふれてしまうなどの事故につながる恐れがあります。

このようなことが起きると自分だけではなく、多くの人に影響を及ぼす大事故となるため、各家庭で正しい下水道の使い方を徹底しましょう。

【絶対に流してはいけないもの】

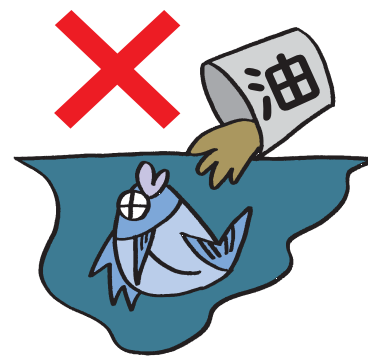
ガソリンやシンナー、農薬、アルコール類などの危険物を流してはいけません。揮発性の高いものや化学変化をおこすものなど、思わぬ大事故を引き起こす可能性があります。



2 コップ1杯分の油が…

もしも、コップ1杯分の油（200ミリリットル）を流した場合、魚が住めるような水に戻すためには、約60トン（一般的な家庭の浴槽で約200杯分）の水で薄めなくてはなりません。

- 環境を守るための第一歩として、各家庭で使い終わった油の処理に気をつけましょう。
- 特に油を大量に使う飲食店の方は、油脂阻集器（グリーストラップ）の適正な管理をお願いします。

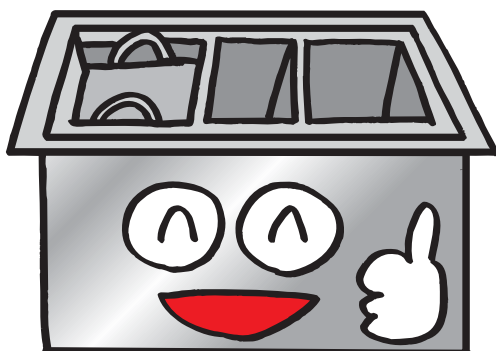


3 事業所や店舗の皆さんへ

事業所や店舗によっては、汚水に含まれる有害な物質や危険な物質または望ましくない物質などを阻止・分離するために各種「阻集器」が設置されています。

設置された、「阻集器」は必ず定期的に管理・清掃を行い、取り除いた物質などは適正に処理あるいは処分をしてください。管理・清掃を怠ると「阻集器」の機能が十分に発揮されず、下水道管の「つまり」や汚水の逆流による「あふれ」などの原因となりますので注意してください。

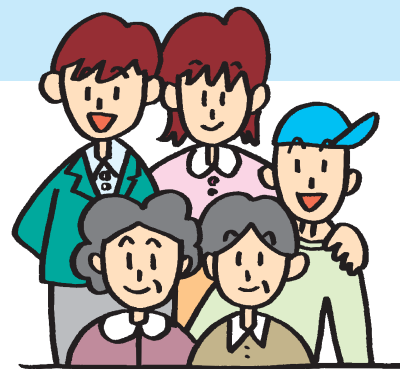
また「阻集器」の管理・清掃については、種類や大きさ、業種などによって様々です。設置の時点で清掃周期を設定し、その周期に合わせて適正に管理・清掃を行ってください。



みなさんの土地内の下水道管の設置・維持管理費用は、原則として個人負担となっています。しかし、公共下水道の利用促進を図り、またみなさんの経済的負担がなるべく少なくなるように、次の条件をはじめとして、一定の条件を満たしている私道に対しては、市が下水道管の敷設を行います。利用されるみなさんでよく話しあってください。

1 公道に接続

私道の両端または一端が下水道の設置されている公道に接続している必要があります。



2 土地使用は無償で

下水道管を敷設する私道の使用料は無償であること。

3 家屋が2戸以上

私道に敷設する下水道管を利用する独立した家屋が2戸以上（それぞれ家屋所有者が異なり、かつ、独立した生計を営んでいるもの）で、かつ、家屋の敷地が公共下水道の設置されている道路に面していない家屋が1戸以上あること。

4 早い水洗化

全戸が1年以内に排水施設の改造とくみ取りトイレの水洗化をすること。



1 低宅地で下水道管接続が難しい場合は？

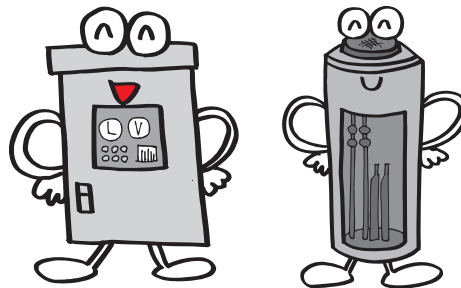
みなさんの土地内の下水道管の設置・維持管理費用は、原則として個人負担となっています。

しかし、低宅地などで自然流下によって下水道管へ排水できない場合、一定の条件により市がマンホールポンプを無償で設置します。

2 マンホールポンプとは？

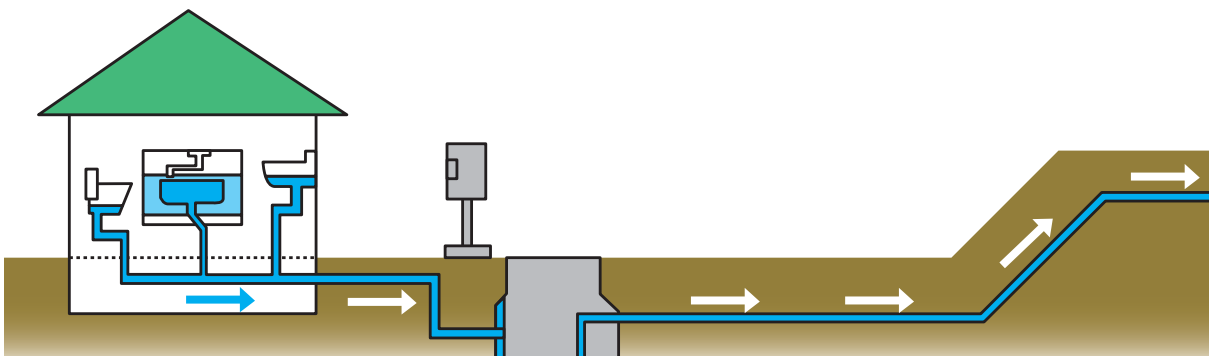
ポンプによって排水を汲み上げるための装置です。

マンホールポンプによって低い土地からでも下水道管へ接続することができます。



3 設置の主な条件は次のとおりです

- (1) 下水道管の敷設が計画されている区域内であること。
- (2) 自然流下で下水道管へ排水できない土地であること。
- (3) 設置後の日常の維持管理は使用者が行うこと。
- (4) 土地の使用は無償であること。





問い合わせ先

発行日／2019年10月
発行／三原市

下水道整備課 TEL(0848)67-6049
FAX(0848)64-6057